

農村における地域生活施設の整備制度と現代的課題

富樫 穎

Suppling systems and contemporary subjects of community institutions in rural areas

SATOSHI TOGASHI

1. 地域生活施設の概念とその発起源

地域施設の概念は広い。「地域」の概念から考えると、住居（住宅及び敷地）以外のすべての地域空間が対象になる。地域空間は地域社会に対応する概念であって、比較的狭域の圏域を指す。その範囲は市町村の範囲までと考えるのが一般的であろう。

「施設」の概念から考えると、地域施設という言葉には「人工的につくりだしたもの」というニュアンスがある。したがって、自然空間は一般には地域施設とは言わない。しかし、自然空間には何らかの人の手が加わっている場合が多いし、自然保護地域にも保護するという人の意志が働いている。人工的につくりだした都市公園が施設であって、自然保護を目的とする国定公園は施設ではない、ということにはならない。但し、国定公園は地域の範囲を越えるので地域施設とは言えない。

また、「施設」の概念には建築物というニュアンスがある。しかし、建築物のない広場や公園も施設であり、電気・水道・ガスなどのライフ・ラインも施設と呼ばれる。また、水路は水利施設と呼ばれ、道路や鉄道は交通施設とみることができる。

本論では、このような広範な内容を持つ地域施設を扱おうとしているのではない。地域住民が共同して地域的行為を行なう共同空間を地域施設と捉え、主として建築物を扱うものである。地域的共同行為は生産的側面と生活的側面に分けられるが、本論では後者に焦点をあてて地域生活施設と言っている。しかし、後述するように、農村地域では生産と生活を単純に切り離せない面がある。生活施設には生産に関わる機能が含まれているし、生産機能一点張りの生産施設にも生活的機能が求められているのである。

地域施設の共同性と、生活と生産の関係を考える上で、歴史を振り返ることは重要である。歴史的検討は、本来であれば資料、文献によって裏付けられねばならないが、筆者の力はそこまで及ばない。そこで、以下、私見を述べるにとどめる。

日本の農村地域の共同空間の歴史は定住・集住とともに始まるとみてよいだろう。縄文集落の広場、貝塚、墓場などが人々が人工的につくりだした最初の共同空間であったと考えられる。森や林や洞窟などの自然空間も共同空間として使われていたに違いないが、人工的な共同空間の出現は、定住・集住社会成立が明確になったことを意味している。さらに、稲作が始まると、水路や道がつくられ、人工的な共同空間は拡大していったものと思われる。

やがて原始共同体は支配・非支配関係の社会へと変質していく。支配体制の確立過程で支配者はいくつかの建築物を構築したが、その詳細はまだ考古学上の課題になっていて明らかでない。しかし、その建築物は、支配・被支配の関係の下でつくられたものであるから、共同施設とは言い難い側面を持っていると思われる。国家成立以後の各種建築物についても同じである。古代に弱者救済のために建てられた悲田院や施薬院も支配層が供給した都市施設であって、純粋な意味での共同施設とは言い難い。しかし、社寺の場合は共同施設としての側面を持つ。近世の社寺は、支配体制の機関として機能しながらも、祭礼の場や講の寄り合いの場として、地域住民の生活上の中心施設として機能していたからである。

近世の支配体制は農村の共同体社会に依拠して成り立っていた。農村の共同体社会が成立した基礎には稲作を中心とする集落ぐるみの共同生産にある。そのため、支

配層は収奪の強化をはかる一つ的手段として集落の共同性を強化していった。したがって、近世までは集落のすべての空間が共同空間であったと言ってよいと思われる。また、生活と生産は未分化で、生産活動が人々の暮らしの大部分を占めていたはずである。倉や水車などの共同生産施設は比較的早くから出現したと思われるが、社寺を除き、建築物としての地域生活施設は容易に出現しなかったものと考えられる。住居でさえ戦後の一時期までの長い間生産の場として機能してきたのである。

農村集落で農民の主体的意志にもとづいて建設された最初の地域生活施設（建築物）は堂であると思われる。堂は、当初は建築物がなく、自然石などの神体、仏像を信仰体とする土俗信仰の拝所であったと考えられる。神仏信仰が盛んになると堂が建築され、講、おこもりなど念仏、祈禱の集まりの場、雨乞、虫送り、祭などの集落行事の場となったものと考えられる。堂の建設は集落の自力建設であり、その点から考えると、支配体制のゆるんだ江戸後期から明治初期にかけて出現したものと思われる。堂は四国、九州に多く分布し、集落内に寺を持たない場合が多い。

明治後半から大正期にかけて集落活動が活性化し、住宅と堂がそのための場所として使われ、やがてそれが機能分化していくつかの地域生活施設が発生したと考えられる。集落集会所や若者宿の自力建設がそれである。また、堂の中には、踊り・浮立・神楽などの民族芸能、浪花節・狂言・旅芝居などの興行、綱引き・相撲などが行なわれる村民の娯楽の場となって、堂に回り舞台が設けられ、農村舞台へ発展していったものもあった。また、堂のあるものは、神社建築の体裁を整えて集落神社となっていた。このほか、消防車庫、共同集出荷場、肥料小屋などが自力建設され、この時代に農村の地域施設の原型が形成されていったものと思われる。

2. 戦後の地域生活施設の整備

戦前から戦後の一時期まで、農村の地域施設は、地域の生産機能と生活機能が複合した施設であることが多かった。機能が分化しても、堂、神社、集落集会所、共同集出荷場、肥料小屋、消防車庫、火の見櫓などの諸施設が広場を中心に配置されるというように、それらの建築群を一つの施設とみれば複合施設として成り立っていた。しかも、その一つ一つの建築の機能は分化してもなお多目的な機能を持っていた。しかも、それらの施設は自力建設によるものであった。

それに対して、戦後の農村の地域施設は、補助事業による施設建設が主流になり、地域生産施設と地域生活施設

が区分され、地域生活施設の機能も細分化されるという経過をたどってきた。とくに、1970年代の後半から80年代にかけては、他省庁に比べて補助率の高い農水省の補助事業による地域生活施設の建設が各地の農村で多いに進んだ。

1970年代までの農水省の補助事業による地域生活施設には、生活改善センター、山村開発センター、基幹集落センター、環境改善センター、カントリーコア、農村婦人の家などがあったが、施設メニューは少なく、事業量も少なかった。ところが、1978年から始まる新農業構造改善事業（新農構）では状況が大きく変わった。それまでの構造改善事業は農業生産の基盤整備や生産施設の建設に重点を置いていたが、新農構では地域生活施設の整備を含めて構造改善事業を行なうとしたのである。しかも、施設メニューは、多目的研修集会所施設、農業総合振興センター、農業団地センター、農業担い手センター、農業者トレーニングセンター、農村婦人健康管理センター、地域休養施設など極めて多様で、また、事業量も多かった。そのため、町村は新農構の導入を競い、1980年代の施設建設ラッシュが起こったのである。しかし、1982年からの新農構後期対策では、総需要抑制のおおりに受けて、多様であった施設メニューは構造改善センターに統合され、事業量も縮小された。だが、構造改善事業として地域生活施設の整備を行なうという点はその後の構造改善事業にも継承され、1990年からの農業農村活性化構造改善事業では農林漁業体験実習館などの新メニューが、1995年からの地域農業基盤確立農業構造改善事業では総合交流ターミナル施設などの新メニューが登場している。

（本節で扱った歴史的経過についても、本来であれば資料、文献による裏付けを行なわなければならなかったが、その点については別の機会に譲ることにしたい。）

3. 農水省補助施設の特徴

農水省補助事業の施設メニューはその時々農政の課題に対応して変化し、古いメニューが消え、新しいメニューが登場するという経緯をたどってきている。たとえば、戦後から高度経済成長時代前半までの時代は、農家の生活改善が農政の一つの課題であり、生活改善センターはそのための拠点施設として建設された。生活改善センターは集会室と調理実習室からなり、集会室は生活改善の普及・研修の場として位置づけられ、調理実習室は食生活改善のために必要とされた。ところが、高度経済成長時代を経てもはや生活改善の時代ではなくなると、それは政策的施設としての意味を失うことになる。生活

改善センターはメニューから消え、調理実習室に代わって農産加工室を持つ農村婦人の家が新しいメニューとして登場したのである。また、新農構では多様な施設メニューが登場したが、後期対策になると構造改善センターに統合され、現在に至っている。多様なメニューが消えた背景には、総需要抑制という経済変動もあったが、構造改善の課題と結びつけて位置づけるのにはいささか無理のある施設名がいくつかあったためではないかと考えられる。たとえば、農業者トレーニングセンターは農業者の健康増進という目的で建設されたものであるが、実際には観覧席のない地域体育施設であった。これを地域住民の交流や楽しみの場として、つまり地域生活施設として位置づければ、観覧席は必要な空間である。だが、農業者の健康増進という目的からすれば観覧席は必要ない、というのが農水省の立場であり、その点で文部省所管の通常地域体育施設との違いを強調しようとしたわけである。しかし、この説明には無理を感じさせる。農業者トレーニングセンターという施設名が消えていった理由はそこにあると思われる。それに対して、構造改善センターという施設名は、構造改善のための拠点施設であるという点で、他省庁の補助施設との違いを鮮明にすることができる、というわけである。

以上のように、農水省の補助事業による地域生活施設は、その時々農政課題を推進するための手段として位置づけられてきた。農政課題と結びつけることによって他省庁の補助施設との違いを主張してきたのである。だが、地域住民の施設要求は農政課題とは関係なく存在する。たとえば、集落集会所は非農家を含む集落自治、集落行事、集落生活の拠点施設であり、多様な機能を持つ地域生活施設である。そこが農政課題推進の場として利用されることはあったとしてもその機能は全体から見れば一部に過ぎない。その一部の機能を前面に掲げて構造改善センターという馴染みにくい名前の施設を建設し、実際には地域住民はそれを集落集会所として利用するというのが実態である。施設計画のあり方を素直に考えれば、初めから集落集会所として計画するのが筋である。それができないところに、農水省補助施設の限界がある。この限界を越えるためには、農村地域に対するタテワリ行政を廃止し、農村整備を一元的に進めるための政策、法律、体制の確立が必要である。農村の地域生活施設は、施設によってそれぞれの所管省庁が分かれているが、これを一元化することができれば、都市とは異なる農村の特質を持った地域生活施設の総合的な整備計画を樹立しやすくなる。

4. 農水省補助事業による施設計画上の問題

農水省は補助事業で地域生活施設を計画する場合の基準を設けている。施設の計画基準は、施設の水準を低下させないための最低基準として設けられるのが一般的であるが、農水省の場合は上限値も設けている。上限値を設けた理由は、施設の過大、華美、遊休化を避けるためであるが、実際の施設計画では上限値一杯で計画せざるを得ない場合が多く、上限値が施設の文化的水準を低く抑える役割を果たしている。以下、施設計画上の問題と思われる現行基準について述べる。

(1) 施設立地

施設が適切どころに位置しているかどうかは、現行の計画基準では、施設利用の利便性の有無によって判断されている。利便性の悪い場所に施設が立地することによって、施設の利用率が低下することを恐れるためである。しかし、利便性を考えるだけでなく、本来であれば、集落や地域の空間構造を読み取り、集落空間や地域空間の保全的整備計画と結びつけて施設を立地させる必要がある。だが、そのような観点を持った施設計画はほとんどなく、また、現行の補助事業制度にもそのような観点が欠落している。現実には、圃場整備の減歩で施設用地を確保する場合などが多く、そのため集落や地域の空間構造から切り離された位置に施設が立地することが多い。用地取得は事業主体が自前で行なわなければならない、事業主体は用地取得の難易で用地選定を行なっているというのが現実である。

(2) 規模と機能

現行基準では、玄関、ホール、階段、廊下等の交通部分の床面積を各室合計床面積の35%以内、すなわち延床面積の26%以内に抑えることとしている。交通部分の縮小は経済設計のためには必要なことであるが、問題は交通部分の中にホールやロビーが含まれていることである。ホールやロビーはコミュニケーションの場として地域生活施設には欠かせない空間である。集会や研修の終わった後からホンのコミュニケーションが始まると言われるが、そのような人々のたまり場が必要なのである。しかし、現行基準では、人々がくつろげる空間、ホッとできる空間を確保するには限界がある。農水省補助施設には所要室を中廊下でつないだだけの無味乾燥な施設が少なくないが、それらは補助目的の機能を寄せ集めただけであるから人々の交流の場とはなりにくい。施設の利用率も自ずと低い水準にとどまる。本来的には、地域生活施設のコミュニケーション機能を重視する施設計画でなければならない。そのためには、交通部分床面積の基準を見直し、人々の交流の場にふさわしい施設計画がなされ

ているかどうかを審査すべきである。

また、現行基準では、各所要室の1人当り床面積の範囲を定めている。この基準は和室と事務室を除いては問題はない。

和室については座卓を並べて1人当り1.7㎡が上限値になっているが、実際に計画してみると、上限値一杯まで使っても講義室形式の座卓の並べ方しかできない。座卓を口の字型に並べた会議が行なわれることが多いが、その場合を前提にして計画すると上限値を越えてしまう。また、和室には床の間、押入、縁側、踏み込み部分などが付属するが、これらを含めて和室の床面積とする場合は、確実に上限値を越えてしまう。踏み込み部分を交通部分として扱う計画にした場合は、ホールやロビーがしわ寄せを受ける。したがって、これらの問題を踏まえた基準値の見直しが必要である。

事務室については職員1人当り5.0~7.0㎡、3人までは15㎡以下としている。事務空間としてはこの基準値で問題はないが、職員3人の事務室に応接空間を設けた場合は問題が起こる。15㎡では応接空間を含めて計画することができない。応接空間は、研修会の講師との打ち合せをはじめ施設の管理運営に関わる各種打ち合せの場所として必要である。そのため部屋を別に設けるよりも事務室のコーナーを応接空間にする方が機能的であるし、省スペースにもなる。その点を踏まえた基準値の見直しが必要である。

(3) 建設単価とデザイン

農林漁業体験実習館や地域農業総合管理施設など最近の施設メニューについては建設単価の上限を設けていないが、研修集会機能を主機能とする構造改善センターの建設単価(杭地業工事を除く建築主体工事費の㎡単価)は低く抑えられている。そのため、構造改善センターの施設計画では、ピロティ、濡れ縁、軒下、パーゴラなどの半戸外空間、内部では吹抜け空間を設けることができにくくなっている。半戸外空間は、農産物の展示即売などや、農村広場が付属していればその休憩、食事、雨宿りなどの場所として使われることもあるが、そのような特別の機能を持たない場合でも、半戸外空間は内部空間と外部空間を有機的に結びつけ、そのことが人々に安らぎを与えるという点で建築デザイン上の重要な要素である。また、吹抜けも内部空間を演出する上での一つの要素であり、うまく演出された内部空間は人々の空間心理を豊かにする効果をもたらす。しかし、これらの空間要素は、延床面積に算入されないため単価アップの要素となり、そのため排除される場合が多い。また、単価アップを避けるため天井高と棟高も低く抑えられたものにな

る。そのため、施設の形状は箱状になりがちである。地域施設を行政上の隠語でハコモノと称しているが、農村景観を破壊する箱状建築がつくられているのである。今日、農村景観の保全、修景の必要性が強調されていることを考えれば、このようなことはあってはならない。地域生活施設は、人々を引きつけるような豊かな内外空間を持ち、その建築デザインは、地域に馴染み、地域文化の向上に貢献するようなものでなければならないのである。そのためには建設単価の枠を撤廃するか、枠を設けたとしても事業主体が工事費を積み増しできる制度に変えるべきである。

(4) 施設づくりへの住民参加、使い手参加

施設づくりへの住民参加、使い手参加はいくつかの点で意味がある。まず、施設計画の段階では、住民・使い手の施設要求が具体的に把握でき、行政や専門家(建築家・プランナー)が見落とししていた点が把握できる。場合によっては、施設用地の選定や用地取得がスムーズに進むこともある。また、建設段階では、植樹など外部空間整備への手づくり参加、林業研究グループなどによる手づくり家具の導入、書画・骨董品など室内装飾品の寄付、といったような施設づくりへの参加がある。この一連の過程で、施設への愛着心が醸成され、建設後は、施設の利用率が高まり、住民・使い手による施設の維持管理もスムーズに行なわれるようになるのである。

だが、参加方式が必ずしもうまく進むとは限らない。参加者が当事者能力を欠いていたり、参加者の意見が割れて調整できない場合は、事業が暗礁に乗り上げたり、事業を実施できたとしても参加者がよってたかって駄目にしたような施設になってしまう場合もある。したがって、参加方式で施設づくりを行なうためには、参加者の資質向上・能力開発、リーダー及び組織・グループの育成など人づくりを並行して進め、段階を踏んだ参加プログラムを考える必要がある。それは時間と手間のかかることであり、事業を推進する行政サイドからみれば行政効率が低下する。そのため、住民・使い手不在の施設計画が立てられたり、参加方式をとるにしても形式的参加にとどまる場合が多い。そのような施設は、住民・使い手にとっては行政の施設ないしは行政から与えられた施設であって、自分たちの共同施設であるという認識は薄くなる。そのため、施設の利用率や維持管理の面で問題が起こりやすい。

農水省補助事業による施設計画では、施設整備に関わる農業者等の意向を把握することになっている。しかし、その段階にとどまるのではなく、今後は参加方式による施設づくりの方向を明確にすべきであり、参加方式によ

る施設計画を施設整備事業から切り離した一つの補助事業として位置づけていく必要がある。しかし、その場合、補助目的や設置基準に合致しない施設要求にどう対応するかを考えておく必要がある。住民・使い手の施設要求は地域生活施設としての要求であり、補助目的や設置基準に合致しない部分が出てくるのは当然である。その部分を非補助対象部分として単独事業で実現できる場合はよいが、そうでなければ参加方式をとってきただけに住民・使い手の不満が強まる。この問題は、農業政策の一環として地域生活施設を建設するのではなく、農村整備の一環として施設整備を行なうという政策体制へ転換しない限り、根本的に解決されない。

5. 施設整備の現代的課題

1990年代に入って、我が国の農村は高度経済成長時代以来の転換期を迎えた。過疎山村は離農・離村と高齢化で荒廃が進み、平地農村や都市部にも災害の危険性が増大した。国土資源の保全の必要性はかつてないほど強調され、農村環境を支える農村住民の定住条件の整備が国民的課題になり始めている。都市農村交流による地域経済の活性化、農業・農村生活への先端技術の導入、超高齢社会への対応など、国土レベルの課題と結びつけた農村地域の定住条件の整備が試行的に始まりつつある。このような段階では、農業政策の一環として農村整備を行なうという従来型の政策体系では対応できない。省庁の枠を取り払った明確な農村政策が必要である。

このような転換期を迎えて、農村の地域生活施設のあり方にも変化が生まれ始めている。以下、将来展望を含めた施設整備の現代的課題についていくつか述べる。

(1) 都市農村交流

1980年代の後半から農村地域に音楽ホール、博物館、美術館、テーマパークなどの「大型人寄せ施設」が出現し出した。パッパホールや出雲ドームなど経営的に成功している例もあるが、集客が十分でなく経営問題をかかえている例も少なくない。これらの施設は、地域経済の活性化に必ずしも結びつかないところに本質的な問題がある。単に都市住民を呼び寄せるだけでは都市農村交流ではない。

農水省は1990年から都市農村交流施設として農林漁業体験実習館という施設メニューの補助事業を行なってきた。都市住民が農林漁業を体験し、農村景観と伝統文化に接し、食を楽しみ、農村住民と交流するための宿泊施設である。この新しい施設がどう利活用されるかが今日の課題の一つになっている。それはこれまでのような施設利用率の多少を問題にすることではない。この施設

設を利用した都市農村交流を地域経済の活性化と農村環境の保全に結びつける仕掛ができたかどうかが問題なのである。なお、施設計画の面では、宿泊施設でありながら宿泊室を小研修室と称し、しかも和室しか認めてない点に、補助施設としての限界がある。近い将来欧米並の長期滞在が可能になることを見込むとすれば、長期滞在对応できる居室として計画する必要があるし、また日常の都市住宅では体験できないような居室の空間構成も考える必要がある。

農水省は1993年から「農山漁村でゆとりある休暇を」という推進事業を実施し、グリーンツーリズム推進基本構想を策定する自治体が増えつつある。グリーンツーリズムの狙いは、農林漁業体験実習館を設置する狙いと基本的に同じであるが、都市住民へのサービスの提供が主として農家などの民宿的経営によって行なわれるところに特徴がある。したがって、農林漁業体験実習館などの拠点施設と民宿の機能分担、連携システムの構築などが近い将来の課題になり、それによって拠点施設の施設計画も変わってくると思われる。また、グリーンツーリズムは食、健康、農村環境、伝統文化などの学習の機会になるので、生涯学習施設との関連も出てくる。ところで、社寺、堂、地蔵などを中心とした農村の伝統空間、伝統行事に接することもグリーンツーリズムの一つである。これまで行政は信仰や習俗に関わることを避けてきたが、グリーンツーリズム推進のためにはそれらの保全、再生、修景などの施設整備も必要になる。したがって、この点についての行政対応のあり方が今後の課題の一つになる。

(2) 超高齢社会への対応

1994年から市町村の老人保健福祉計画がスタートし、特別養護老人ホーム、デイサービスセンター、老人保健施設、在宅介護支援センターなど高齢者福祉の地域生活施設が農村地域でも建設され始めている。それらは町村の全域施設として建設、計画されている場合が多く、どの地区にどのような施設を立地させるべきかという観点を欠いている場合が多い。しかし、農村地域では学校統廃合の跡地を活用した地区レベルの施設整備も考える必要がある。高齢者福祉施設の絶対数が不足している現状ではとりあえず全域施設として建設することはやむを得ない面があるが、地区レベル、集落レベルの施設整備を含む総合的な高齢者福祉施設の立地計画を立てることが現代的課題の一つになっている。また、これらの入所施設、通所施設とは別に、高齢者が共同で生活し、福祉サービスを受けられるコレクティブハウス（高齢者福祉集合住宅）の整備も必要である。特に、独居老人の多い過疎山村ではこの種の施設整備が急務の課題になっている。

超高齢社会への対応は、都市にとっても大きな課題である。都市では施設用地の取得が困難であるという問題がある。したがって、農村が用地を提供し、都市が施設を建設するという都市農村協力が今後進むことになると思われ、その点からも総合的な農村整備計画と結びつけた高齢者福祉施設の立地計画を立てる必要がある。また、都市高齢者の受け入れとグリーンツーリズムを結びつける計画も必要になる。

(3) 施設のハイテク化

農業生産にバイオテクノロジーなどの先端技術を導入しようとする動きが強まっている。そのため研修集会施設に実験研究室を設ける例が多くなってきている。問題は、実験研究設備を使って新しい商品開発を行なう体制ができるかどうかである。先端技術であるだけに専門家の専従は不可欠である。

また、高度情報化に対応して、パソコン通信ができる情報管理室やCATV (MPIS) のスタジオを設ける例も出てきている。これらの情報設備は、農業との関連で言えば、農業情報（気象情報、農産物消費者ニーズ、農産物市況、他産地の状況など）や都市農村交流情報の受発信のための中枢機能を持つものとされている。しかし、地域生活の情報化という点からみれば、健康管理や在宅介護などの生活情報、災害などの緊急情報、各種行政情報の受発信がいながらに行なわれるのが高度情報化社会である。したがって、これらの情報設備は総合的な地域情報の中枢機能を持つものとして位置づけ、そのための運営スタッフの充実が課題になる。

(4) 施設の複合化

農村の地域施設は自力建設の時代までは施設機能が重合、複合されていた。学校は地区の集会施設として利用されていたし、共同集出荷場の2階が集落集会所である場合も多かった。集落集会所、消防車庫、火の見櫓、集出荷場、神社などが広場と一体的に形成された共同空間も施設の複合化であり、その一部が現代に継承されている。しかし、高度経済成長時代以後の地域施設整備の過程で、それぞれの施設機能が純化し、補助施設は補助目的に沿ってその機能を特化させていった。その結果、地域施設は農村空間の中でバラバラに存在し、施設の中心

性と相互の有機的連携を欠いていったのである。

したがって、現代では、機能の純化、特化された施設を結合させた地域中心施設の計画、施設の新しい複合化計画が課題になっている。例えば、図書館を媒介空間にして学校と地区公民館を結合させることや保育所・公民館・デイサービスセンターなどの複合化を考えることである。都市部では、保育所、幼稚園、小学校、住民ホール、会議室、図書館を複合化させた東京都千代田区の「ちよだパークサイドプラザ」などの事例がすでにつくり出されている。現代の農村では、これまでの地域施設の機能に加えて、食、健康、農村環境、伝統文化、都市農村交流、生涯教育、高齢者福祉、地域産業のハイテク化、高度情報化などをキーワードした施設機能を考える段階にあるので、これらをバラバラな施設として計画するのではなく、相互の有機的連携を持った新しい複合施設として計画する必要に迫られている。そのためにもタテワリ行政の枠は取り払われるべきである。

(5) 災害への対応

阪神淡路大震災で地域生活施設が災害時の避難施設として重要な役割を果たすことが改めて確認された。しかし、これまでの施設計画ではそのような観点がほとんど無視ないし軽視されてきている。今後は災害対策を踏まえた施設計画が必要である。前述したように、過疎山村は荒廃が進み災害の危険性が增大している。特に、都市計画区域外の農村では建築確認申請が不要であるため耐震・耐風基準を満たしていない住宅が多く、また、高齢化した地域では老朽化した住宅が多い。そのため、これらの地域では人的被害の危険性が高い。したがって、地域施設に付随して避難広場を設け、施設には非常時の炊出しができるような設備を持った部屋や、非常食、毛布など非常用品を保管できる倉庫を計画する必要がある。これらの空間や設備は、日常的にも利用できるように計画することが望ましいが、非常時を前提にしたものであるため利用率を高められない場合もある。農水省補助施設では、行政指導で、所要室の年間利用回数が概ね100回以上になることを条件としているが、非常時用の空間、設備についてはそのような利用率の基準を適用すべきではない。

Summary

This paper is general remarks about suppling systems and contemporary subjects of community institutions in rural areas. Contents are as follows.

1. A concept and the origin of common innstitutions in rural area

2. Suppling of community institutions in rural areas since the war
3. Distinctive features of community institutions by financial assistance projects of the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheres
4. Problems of planning of community institutions by financial assistance projects of the Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheres
5. Contemporary subjects of the suppling of community institutions in rural areas